

京都市財産記録管理規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年4月15日

京都市長 榎本頼兼

京都市規則第6号

京都市財産記録管理規則の一部を改正する規則

京都市財産記録管理規則の一部を次のように改正する。

第4条中「第34条第1項」を「第34条」に改める。

別表中「及び監査事務局」を「，監査事務局及び農業委員会事務局」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(会計室物品会計課)